

社会福祉法人伊加利区社会福祉会役員報酬基準

当法人の評議員、理事及び監事の役員報酬は下記のとおりです。

記

役職名	役員報酬基準	備 考
評議員	報酬は支給しない。	定款第 8 条
理事	報酬は支給しない。	定款第 2 1 条
監事	報酬は支給しない。	定款第 2 1 条

平成 2 9 年 6 月 2 1 日

社会福祉法人伊加利区社会福祉会